自転車指導啓発重点地区・路線（南警察署）

令和7年4月

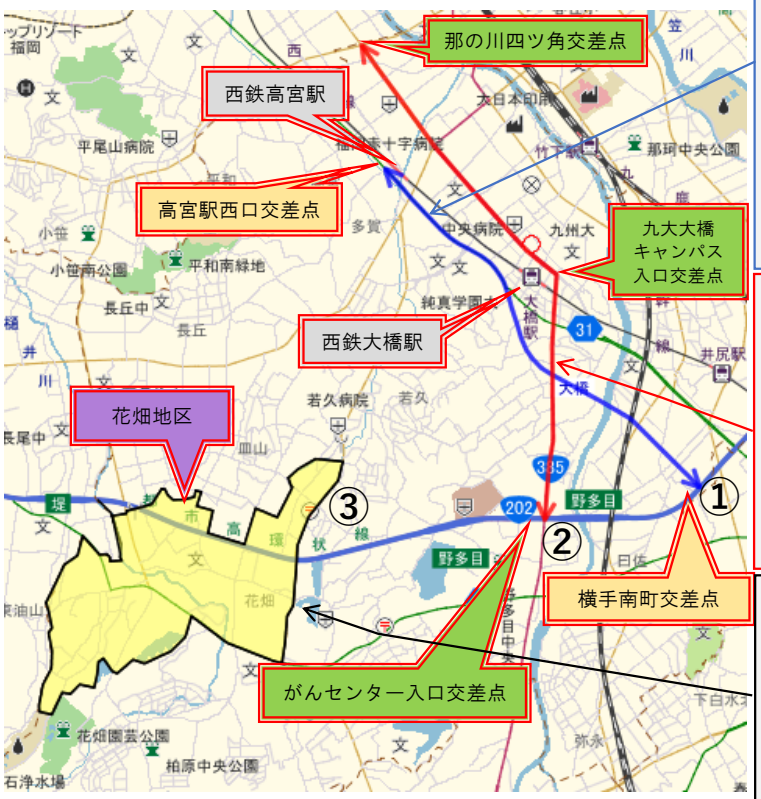

① 県道福岡筑紫野線・長浜太宰府線
（通称：高宮通り・横手中央通り）
高宮駅西口交差点 ～ 横手南町交差点
（高宮、野間、大橋、三宅、井尻交番管内）

➢ 選定理由
・西鉄高宮駅があり、自転車利用が集中。
・自転車事故多発交差点（高宮駅前、学校下、南区役所入口）が連続している。
・横手中央通りで自転車関連事故が増加

② 国道385号、県道福岡後野線
（通称：日赤通り）
那の川四ツ角交差点 ～ がんセンター入口交差点
（高宮、大橋、三宅交番管内）

➢選定理由
・西鉄大橋駅があり、自転車利用が集中。
・自転車事故多発交差点（那の川四ツ角、清水四ツ角、南区役所前、大橋駅前）が連続している

③ 花畑地区
花畑１～４丁目、桧原１～７丁目、柏原１～７丁目、中尾３丁目

➢選定理由
・住宅が多く、西鉄・ＪＲが無いことから、通勤、通学、買い物等に自転車利用が集中
・自転車関連事故が大幅に増加（令和５年１５件から令和６年３０件）

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転や飲酒運転は危険！

交通事故に直結する非常に悪質・危険な違反ですので、絶対にしないようにしましょう。

3 標識や信号を守る！

自転車は車両ですので、標識や信号を確実に守りましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

重点路線	南警察署管内			
		①	②	③
自転車関連事故	209	20	25	30

自転車が関係する交通事故の発生状況（南署管内・令和６年中）

①～③の路線で、
よく見られる自転車利用者の
違反形態
➢徐行や一時停止をしない
➢ながら運転
➢信号無視

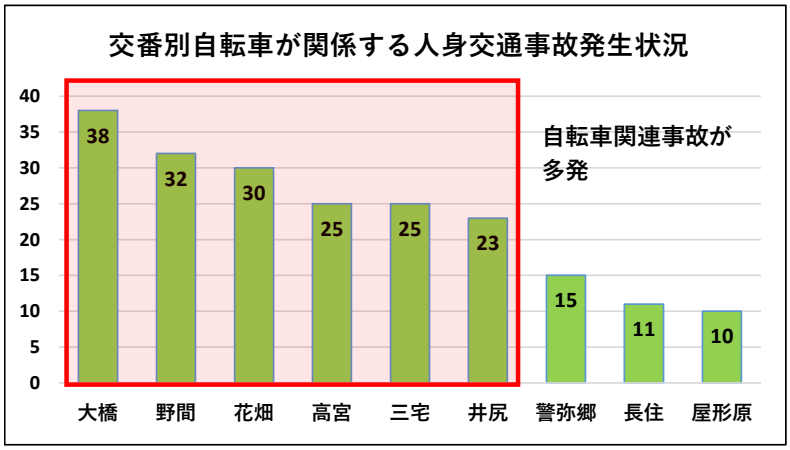

大橋、野間、花畑、高宮、三宅、井尻交番管内は、特に注意

➢ 交番別の交通事故発生状況等は、左のグラフのとおりです。

大橋、野間、花畑、高宮、三宅、井尻交番管内では自転車関連事故が多発していたり、自転車の交通量や取締り要望が多い傾向にあります。